

## 雇用契約の変更により雇用保険被保険者資格を喪失された方へ



このたび、雇用契約の変更により**週所定労働時間が20時間未満となった**ことから、契約変更となった日をもって雇用保険被保険者資格が喪失となりました。**引き続き事業所で就労される場合**、雇用保険の取扱いは以下のとおりとなりますのでご注意ください。

雇用保険の受給については、「雇用保険の被保険者となる週20時間以上の就職の意思、能力があり求職活動を行うこと」をハローワークが確認し受給可否を判断することとなりますので、住所管轄のハローワークにご相談ください。

なお、手続きについては次の事項とともに、離職票とあわせて配付しております**パンフレット『離職されたみなさまへ』**もご確認いただきますようお願いいたします。

### ◆◆ 雇用保険の受給手続きを行う場合 ◆◆

#### 1 就労があった場合の申告について

失業認定日に「就労した日および時間」「収入額」を正しく申告いただく必要があり、一定基準により支給額が減額されます。(パンフレット『離職されたみなさまへ』の「次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません」の項目にもご注意ください)

#### 2 社会保険の扶養の取扱について

雇用保険の支給を受けた期間は、収入要件により社会保険の扶養から外れる場合があります。(市町村または各健康保険組合にご確認ください。)

### ◆◆ 当面、雇用保険の受給手続きを行わない場合 ◆◆

#### 1 雇用保険を受給できる期間について

雇用保険を受給できる期間は被保険者資格を喪失した日から1年間となります(この期間を「受給期間」といいます)。受給期間内の失業状態にある日(ハローワークにおける諸手続が必要です)について、所定給付日数を限度として基本手当の支給を受けることができます。受給期間経過後は所定給付日数を受給し終わっていても、それ以後、基本手当の支給を受けることはできません。

#### 2 今後、再び雇用保険に加入した場合について

被保険者資格を喪失してから1年以内に新たに雇用保険の被保険者となった場合(現事業所で週20時間以上となった、他事業所に就職したなど)は、今回の喪失日までの雇用保険加入期間は通算されます。一方、被保険者とならない期間が1年を超えた場合は通算されず今回までの加入期間は無効となります。